

# サポートハウス 丹波高原荘 利用料金表

別紙1

令和4年8月1日現在

## 1 ・基本利用料金（国基準による）

- ① 居住に要する費用＝管理費（施設家賃）
- ② 生活費（食材料費及び共用部分に係る光熱水費）
- ③ サービス提供に要する費用＝事務費

利用料（月額）

対象収入による階層区分	① 管理費	② 生活費	③ 事務費	利用者 負担合計	備考
800,000以下	9,000	42,490	10,000	61,490	80万円以下 京都府管理費1万円補助
800,001～1,500,000	19,000	42,490	10,000	71,490	
1,500,001～1,600,000	27,000	42,490	13,000	82,490	
1,600,001～1,700,000	27,000	42,490	16,000	85,490	
1,700,001～1,800,000	27,000	42,490	19,000	88,490	
1,800,001～1,900,000	27,000	42,490	22,000	91,490	
1,900,001～2,000,000	27,000	42,490	25,000	94,490	
2,000,001～2,100,000	27,000	42,490	30,000	99,490	
2,100,001～2,200,000	27,000	42,490	35,000	104,490	
2,200,001～2,300,000	27,000	42,490	40,000	109,490	
2,300,001～2,400,000	27,000	42,490	45,000	114,490	
2,400,001～2,500,000	27,000	42,490	50,000	119,490	
2,500,001～2,600,000	27,000	42,490	57,000	126,490	
2,600,001～以上	27,000	42,490	61,400	130,890	

- (1) この表における「対象収入とは、前年の収入（社会通念上収入として認定することができないものを除く）から、所得税、住民税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。
- (2) 夫婦で入居する場合については夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれの事務費徴収額については、表の額から30%減額した額を本人からの事務費徴収額（月額）とする。この場合、100円未満は切り捨てるものとする。

## 2 ・ 冬季加算 適用月 11月～3月 1,880円（月額）

## 3 ・ 利用料 自室内で使用される電気の使用料 自室内で使用される水道料金 2,750円（月額）